

一般社団法人日本糖尿病・妊娠学会
学会賞規程

第1条 (本規定の趣旨)

本会に学会賞として大森賞、若手奨励賞ならびにメディカルスタッフ賞を設け、わが国の大糖尿病と妊娠に関する特に優秀な研究業績を本会で発表し、本会会誌あるいはその他査読のある学術雑誌に発表した本学会会員にこれを贈呈する。

第2条 (大森賞の位置付け)

大森賞は、わが国の糖尿病と妊娠の領域に関する英文あるいは邦文の学術論文を対象とした本会最高位の学術賞と位置付ける。

第3条 (若手奨励賞の位置付け)

若手奨励賞は、わが国の糖尿病と妊娠の領域に関する英文あるいは邦文の学術論文を対象とし、今後の発展が見込まれる満40歳未満の本学会会員に贈呈される。

第4条 (大森賞、若手奨励賞の対象)

大森賞、若手奨励賞は、いずれも本学会会員の職種を問わず、主に国内でなされた研究に関する論文業績であり、原則として筆頭著者を対象とする。

第5条 (メディカルスタッフ賞の位置付け)

メディカルスタッフ賞は、本学会年次学術集会における本学会会員のメディカルスタッフを筆頭演者とした演題を対象とする。

第6条 (各賞の贈呈数と一件当たりの人数)

大森賞、若手奨励賞は毎年各2件以内に贈呈し、メディカルスタッフ賞は年次学術集会において毎年数件以内に贈呈する。各賞とも原則として1件当たり本学会会員1名に対し贈呈する。

第7条 (各賞の贈呈内容)

学会賞は賞状及び副賞を贈る。

第8条 (大森賞、若手奨励賞の受賞講演)

大森賞、若手奨励賞は総会において贈呈し、各受賞者は年次学術集会において受賞講演を行う。

第9条 (メディカルスタッフ賞の授与方法)

メディカルスタッフ賞は年次学術集会終了後に、本学会ホームページにおいて発表する。

第10条 (大森賞、若手奨励賞の応募方法)

本学会会員は大森賞と若手奨励賞の候補者を推薦することができる。推薦は自薦、他薦を問わず、所定の書式により応募する学会賞名称、候補者名およびその理由等を記載し、毎年1月1日～3月31日に事務局を通して理事長に提出する。

第11条 (大森賞、若手奨励賞の選考方法)

理事長は大森賞・若手奨励賞選考委員会に受賞者の選考を委嘱する。同委員会は受賞者を選定し、7月31日までに理事長に報告する。理事長はその結果を理事会に報告し、理事会で審議、決定した上、当人に通知する。

第12条 (大森賞・若手奨励賞選考委員会の構成と任期)

大森賞・若手奨励賞選考委員会は、学術担当常務理事を委員長とし、他に庶務担当常務理事、編集担当常務理事、教育担当常務理事および理事長が推薦する3名の計7名によって構成される。ただし、推薦者、被推薦者およびその共同研究者は該当する賞の選考には加わらない。同委員会委員の任期は2年とする。

第13条 (メディカルスタッフ賞の選考方法)

メディカルスタッフ賞の選考は、学術集会演題提出時に応募を希望した発表演題を対象に、メディカルスタッフ賞選考委員会により、抄録および当日の発表内容を選考して行われる。

第14条 (メディカルスタッフ賞選考委員会の構成と任期)

メディカルスタッフ賞選考委員会は、理事長により指名されたメディカルスタッフ会員を委員長とし、委員長により指名された医師を含む計5名で構成される。対象演題の共同演者は該当する賞の選考には加わらない。同委員会の委員長の任期は2年、委員の任期は1年とする。

第15条 (各賞の応募資格の詳細)

各賞とも当該年度の4月1日現在において本学会会員歴1年以上の者を対象とし、大森賞、メディカルスタッフ賞は年齢を制限しない。若手奨励賞は当該年度の4月1日現在において満40歳未満の本学会会員を対象とする。ただし、被推薦者が産前産後・育児休業、介護休業を取得した場合には、当該期間を被推薦者の実年齢から差し引くことができるものとし、その適用を希望する場合は、休業取得を裏付ける証明書等を提出する。

第16条 (大森賞、若手奨励賞の対象論文の詳細)

大森賞、若手奨励賞は、当該表彰年の前々々年1月～前年12月（過去3年間）に査読のある学術雑誌に発表された原著論文（掲載受理論文を含み、その場合は受理証明を添付）を対象とする。

第17条 (大森賞と若手奨励賞の重複受賞)

同一年度において、大森賞と若手奨励賞の両方に推薦を受けることは認めない。また過去に大森賞を受賞したものは若手奨励賞への被推薦資格を有しない。しかし過去に若手奨励賞を受賞したものは大森賞への被推薦資格を有する。

第18条 (本規程の改廃手続き)

本規定の改廃は理事会の決議を経るものとする。

2023年11月16日 制定

2025年10月23日 改定（第16条変更）